

【參考資料】

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

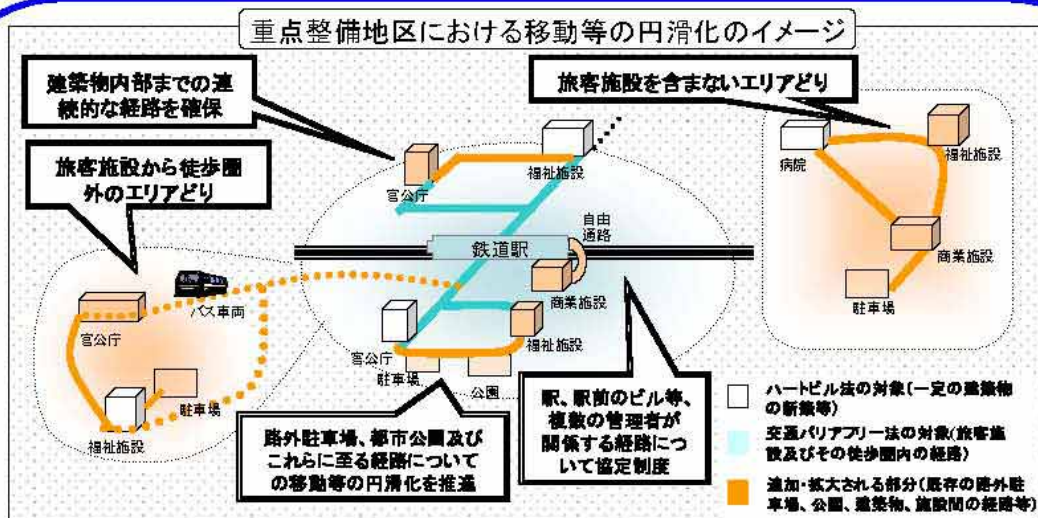


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

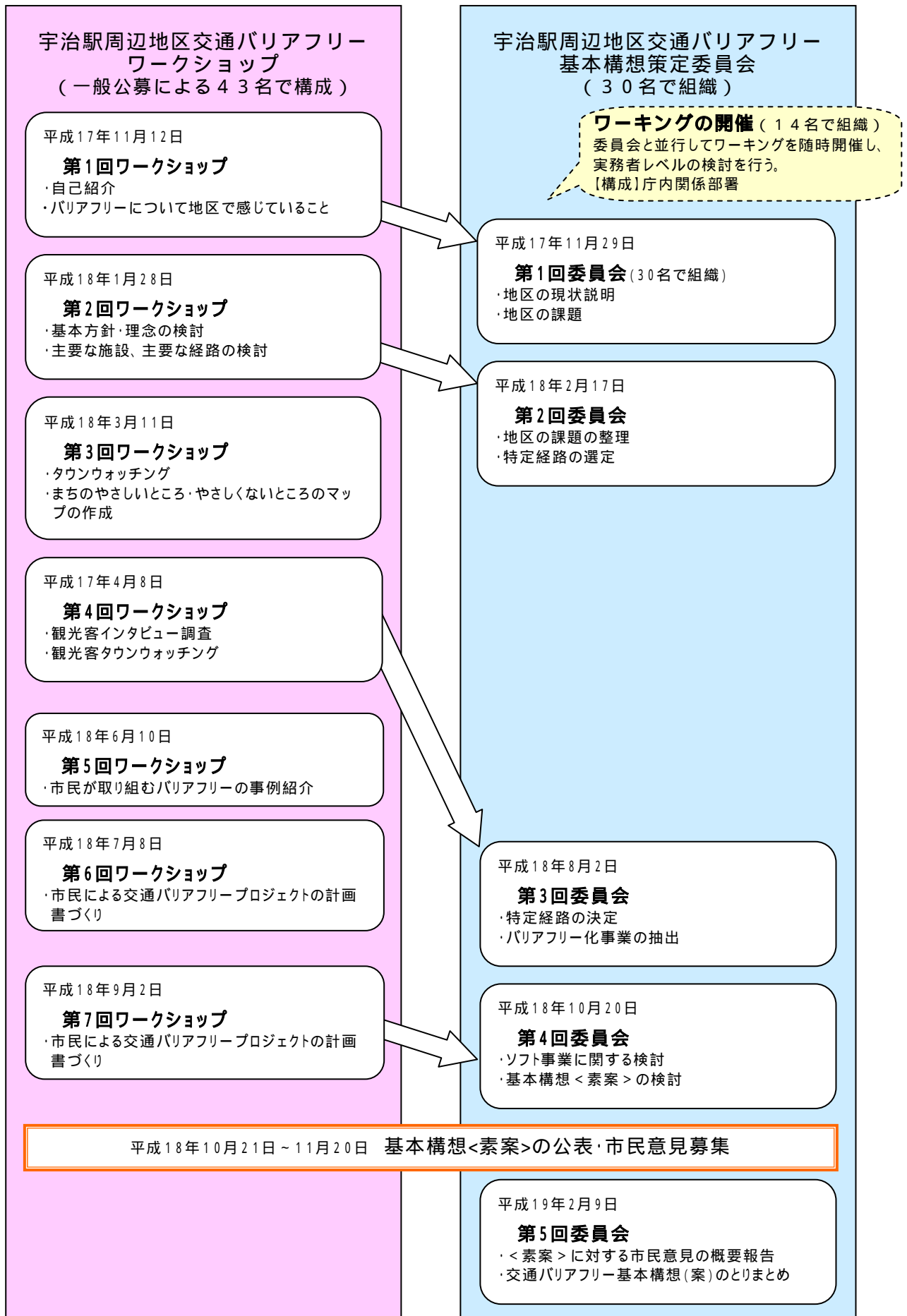


○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

参考資料- 2 : 基本構想策定の経緯



参考資料- 3 : 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要項

(目的)

第1条 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(いわゆる「交通バリアフリー法」)に基づき、宇治市交通バリアフリー全体構想において重点整備地区に位置付けられた宇治駅周辺地区における移動円滑化基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するため、宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる各号について、意見の交換及び調整を行なう。

- (1) 当該地区における基本構想策定に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 当該地区における移動円滑化に関する基本理念及び基本方針に関すること。
- (3) 当該地区における移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関すること。
- (4) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 1 委員長は、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って
委員長が定めるものとする。

(施行期日)

附 則

この要項は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年 4月 1日から施行する。

宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会名簿

<敬称略>

分類	職名	氏名	備考
学識委員	大阪大学大学院教授	新田 保次	(委員長)
	京都文教大学助教授	森 正美	(副委員長)
市民委員	宇治市肢体障害者協会会長	奥島 誠次	
	宇治市難聴者協会会長	西村 篤子	
	宇治市視覚障害者協会会長	今里 忠幸	
	宇治市ろうあ協会会長	久米 征次	平成18年4月より副会長
	宇治市連合喜老会常務理事	河村 末三	平成18年6月まで
		中 貴昭	平成18年7月から
	宇治子育てを楽しむ会代表	迫 きよみ	平成18年3月まで
		中辻 志保	平成18年4月から
	宇治市社会福祉協議会副会長	曾谷 武	
	社団法人宇治市観光協会専務理事	北村 庄司	
	宇治商工会議所副会頭	下岡 矢市郎	
	宇治駅周辺地区交通バリアフリーワークショップ代表	庄野 周平	
金森 清正			
平田 信夫		平成18年6月まで	
安江 徹		平成18年7月から	
公共交通委員	西日本旅客鉄道(株)総務企画課長	中村 智	
	京阪電気鉄道(株)課長	前田 勝	
	(株)京阪バスシステムズマネージャー	槻木 章	
	京都タクシー業務センター常任幹事	富田 博	
行政委員	京都府宇治警察署交通課長	坂上 征芳	
	京都府山城広域振興局企画振興室長	柴田 一宏	
	京都府山城北土木事務所技術次長	三浪 秀夫	
	宇治市技監	山崎 隆	
	宇治市政策室長	溝口 憲一	
	宇治市財務室長	田中 彰	平成18年3月まで
		土屋 炎	平成18年4月から
	宇治市市民環境部長	仲野 正之	
	宇治市健康福祉部長	糸 要治	
	宇治市教育委員会教育部長	塚原 理俊	平成18年3月まで
		五艘 雅孝	平成18年4月から
宇治市建設部長	桑田 静児		
宇治市都市整備部長	石井 章一		
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局 首席運輸企画専門館企画調整担当	竹内 保	平成18年3月まで
		下畑 賢治	平成18年4月から

参考資料- 4 : 宇治駅周辺地区交通バリアフリーワークショップの活動内容

ワークショップの活動記録（全7回）

平成 17 年 10 月に公募した「宇治駅周辺地区交通バリアフリーワークショップ」には、高齢者や身体に障がいのある人、子育て世代の方などを含む 43 名の応募がありました。このワークショップは平成 17 年 11 月～平成 18 年 9 月にかけて合計 7 回実施し、参加者により活発な話し合いが行なわれました。

第 1 回

H17.11/21

初顔合わせ

参加者全員で自己紹介。その後はバリアフリーに関して感じていることを話し合いました。



第 2 回

H18.1/28

施設や経路の検討

みんながよく使っている施設や経路を抽出しました。また、基本理念や基本方針についても意見を出し合いました。



第 3 回

H18.3/11

タウンウォッチング

地区内の駅、道路、主要な施設への入口などの利用のしやすさを評価し、まちのやさしいところ、やさしくないところマップを作成しました。



第 4 回

H18.4/8

観光客アンケート 観光客タウンウォッチング

ワークショップメンバーが観光客にアンケート調査を実施しました。また、宇治市外に在住の車いす利用の方、視覚に障がいのある方、日本語を学びに来られた外国人の合計 5 名の方をお招きし、観光客の視点でタウンウォッチングを実施しました。



第 5 回

H18.6/10

課題や問題点の整理

タウンウォッチングをもとに、宇治駅周辺地区での課題や問題点をまとめ、「かたち」「しくみ」「こころ」に分類しました。



第 6 回

H18.7/8

第 7 回

H18.9/2

プロジェクトシートの作成

「かたち」「しくみ」「こころ」に分類した問題点を解決するために市民ができることを話し合い、取り組み内容（プロジェクト）をまとめました。



参考資料- 5 : 特定旅客施設の算定方法

特定旅客施設の設定にあたっては、バリアフリー新法により以下のとおりに定められています。

- (1) 1日の利用客数が 5,000 人以上である旅客施設
- (2) 高齢者または障がい者の利用客数が、5,000 人/日の旅客施設と同程度の旅客施設

ここで、上記の(2)の条件を検討するための算定方法が下記のとおりを示されています。

《算定方法》

全国の人口に対する全国の高齢者数または身体障がい者数の割合()と、宇治市の人口に対する市内の高齢者数または身体障がい者数の割合()から、高齢者数または身体障がい者数における 5,000 人/日に相当する利用者数()を算定します。

$$\begin{aligned} & \text{全国の高齢者数または身体障がい者数} / \text{全国の人口} \cdots \cdots \cdots \\ & \text{宇治市の高齢者数または身体障がい者数} / \text{宇治市の人口} \cdots \cdots \cdots \\ & \text{宇治市の高齢者数または身体障がい者数における 5,000 人/日に相当する利用者数} \\ & \quad \times 5,000 / \cdots \cdots \cdots \end{aligned}$$

表-1 5,000 人/日に相当する利用者数の算定

	人 口 (人)	高齢者数 (人)	身体障がい者数 (人)
全 国	127,767,994	25,672,005	4,795,003
宇治市	188,531	32,356	7,983
5,000 人/日に相当する利用者数		5,843 ^(*1)	4,523

(*1)高齢者数での算出では 5,000 人を超えるため、身体障がい者での算出結果を採用する

資料 全国：平成 17 年国勢調査(人口・高齢者数)、平成 17 年度厚生労働省報告(身体障がい者数)
宇治市：宇治市住民登録数(平成 17 年 10 月 1 日現在)

表-1 により、宇治市の身体障がい者における 5,000 人/日に相当する利用者数は 4,523 人となりました。ここで、平成 17 年の三室戸駅の乗降客数と比較します。

身体障がい者における 5,000 人/日に

相当する利用者数：4,523 人 京阪三室戸駅の利用者数：4,921 人

以上のことから、5,000 人/日に相当する利用者数よりも京阪三室戸駅の利用者数の方が多
いことがわかります。よって、京阪三室戸駅を 5,000 人/日の旅客施設と同程度の旅客施設と
みなし、特定旅客施設として設定しています。

参考資料- 6 : 用語の解説

あ行

移動円滑化基準

法律の施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機等に関するバリアフリー化の基準のこと。

オストメイト

直腸や膀胱に機能障がいを負い、人工肛門や人工膀胱等の排泄口（スマート）を持つ人のこと。排泄、排尿に対応するための袋（パウチ）を腹部に装着している。

か行

ガイドライン

国や自治体等が指導方針として掲げる指針や基準のこと。

コミュニティ道路

人と車の共存を図るために、車道を蛇行させたり車道面に凹凸をつける等、心理的・物理的に車の速度が低下するように設計された、歩行者を優先した道路のこと。

さ行

視覚障害者誘導ライン

弱視の人に対して目印になるよう、路面との輝度差をつけ、各施設へと誘導するためのラインのこと。

スパイラルアップ

施策に対して検証や評価を行い、市民意見等を踏まえた上で、必要に応じて見直し（段階的な発展）を図っていくこと。

た行

多機能トイレ

車いすで利用できる広さがあり、手すりやベビーシートなどが装備されたトイレのこと。身体に障がいのある人ばかりでなく、赤ちゃん連れやお年寄り、けがをされている人にとっても利用しやすいトイレで、オストメイトのパウチ等の洗浄装置等が設置されている。

鉄道端末交通手段

駅に行くため、あるいは駅を降りてから目的地に向かうための自転車やバスなどの交通手段のこと。

わ行

ワークショップ

「仕事場、工房、研修会」などを示す言葉で、まちづくりの場合には、地域にかかわる諸問題に対応するため、さまざまな立場の参加者が交流や共同作業を通じて、地域の課題発見や解決策の検討などを行っていく活動のこと。

宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

平成 19 年 3 月

宇治市都市整備部交通政策課

〒611 - 8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

TEL : 0774(22)3141 (代表)

FAX : 0774(20)8778

Eメール : koutuseisaku@city.uji.kyoto.jp

宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想については、宇治市のホームページにも掲載しておりますので、よろしければこちらをご覧ください。

宇治市ホームページ <http://www.city.uji.kyoto.jp/>

